

県本部各部署長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本生企第267号  
平成22年3月10日  
宮城県警察本部長

行方不明者発見活動に関する規則の制定に伴う関係通達の読替えについて（通達）

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）が制定されたことに伴い、これまで発出された通達等の語句について、次のとおり読み替えることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 読替事項

- (1) 「家出人」とあるものは、「行方不明者」と読み替えるものとする。
- (2) 「特異家出人」とあるものは、「特異行方不明者」と読み替えるものとする。

2 施行期日

平成22年4月1日